

介護老人保健施設日和の里 訪問リハビリテーション 利用料金一覧表

訪問リハビリテーション利用料

*地域区分：大津市（5級地 10.55）

基本項目		単位	金額		
			1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費	1回	(307単位)	324円	648円	972円
加算項目					
短期集中リハビリテーション実施加算	1日	(200単位)	211円	422円	633円
リハビリテーションマネジメント加算 Aイ	1月	(180単位)	190円	380円	570円
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ	1月	(213単位)	225円	450円	675円
リハビリテーションマネジメント加算 Bイ	1月	(450単位)	475円	950円	1,425円
リハビリテーションマネジメント加算 Bロ	1月	(483単位)	510円	1,019円	1,529円
計画診療未実施減算	1回	(-50単位)	-53円	-106円	-159円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（*1）	1回	(3単位)	4円	7円	10円
*1. 上記の基本料金に加え、施設体制加算として加算利用料の内、（*1）印の料金をご利用毎に頂戴します。					
*2. 上記報酬単位に 地域区分：大津市（5級地 10.55）を乗じた金額をご負担いただきます。					
1円未満端数計算により差異が生じます。					

介護予防 訪問リハビリテーション利用料

*地域区分：大津市（5級地 10.55）

基本項目		単位	金額		
			1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費	1回	(307単位)	324円	648円	972円
加算項目					
短期集中リハビリテーション実施加算	1日	(200単位)	211円	422円	633円
12月超減算	1回	(-5単位)	-6円	-11円	-16円
計画診療未実施減算	1回	(-50単位)	-53円	-106円	-159円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（*1）	1回	(3単位)	4円	7円	10円
*1. 上記の基本料金に加え、施設体制加算として加算利用料の内、（*1）印の料金をご利用毎に頂戴します。					
*2. 上記報酬単位に 地域区分：大津市（5級地 10.55）を乗じた金額をご負担いただきます。					
1円未満端数計算により差異が生じます。					

自費利用料

交通費	片道5km未満	300円	1日	通常の事業の実施地域以外への居宅訪問を行う場合に自費として交通費をご負担いただきます。
	片道5km以上10km未満	500円	1日	
	片道10km以上以降5km毎	200円	1日	
	有料道路、有料駐車場を利用した場合	実費	1回	
文書作成料		実費		一般診断書、情報提供書などを作成した際にご負担いただきます。
その他材料費等		実費		作業療法等リハビリテーションに必要な材料など必要に応じて個別にご負担いただきます。

訪問リハビリテーション 保険利用料項目

基本項目		
訪問リハビリテーション費	1回	訪問リハビリテーション実施した場合に頂戴します。
加算項目		
短期集中リハビリテーション実施加算	1日	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上集中的にリハビリテーションを行った場合に算定されます。
リハビリテーションマネジメント加算 A イ	1月	訪問リハビリテーション計画について理学療法士等が利用者又は家族に対し説明し同意を得るとともに説明した内容を医師に報告し、3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合に算定されます。
リハビリテーションマネジメント加算 A ロ	1月	リハビリテーションマネジメント加算 A イに加え、訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合に算定されます。
リハビリテーションマネジメント加算 B イ	1月	訪問リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に対し説明し同意を得、3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合に算定されます。
リハビリテーションマネジメント加算 B ロ	1月	リハビリテーションマネジメント加算 B イに加え、訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合に算定されます。
計画診療未実施減算	1回	訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき所定単位を減算し算定します。
サービス提供体制強化加算Ⅱ（*1）	1回	訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等の内、勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合に算定します。

介護予防 訪問リハビリテーション保険利用料項目

基本項目		
介護予防訪問リハビリテーション費	1回	訪問リハビリテーション実施した場合に頂戴します。
加算項目		
短期集中リハビリテーション実施加算	1日	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上集中的にリハビリテーションを行った場合に算定されます。
12月超減算	1回	訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて訪問リハビリテーションを行う場合、1回につき所定単位を減算し算定します。
計画診療未実施減算	1回	訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき所定単位を減算し算定します。
サービス提供体制強化加算Ⅱ（*1）	1回	訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等の内、勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合に算定します。